

令和 2 年度

定期監査結果報告書
(市立小中学校)

糸島市監査委員

2系監第121号
令和3年2月19日

糸島市監査委員 井久保 道信
同 徳安 達成

令和2年度定期監査（市立小中学校）の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づく学校定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、公表します。

令和2年度 定期監査（市立小中学校） 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

市立小中学校の定期監査は、当該施設が市内全域に設置されていること等を勘案し、小中学校の全校を4年間で一巡する計画で実施している。本年度は、小学校3校及び中学校2校の計5校を対象とした。

1 対象部課等

教育部：教育総務課・学校教育課

小学校：福吉小学校・一貴山小学校・深江小学校

中学校：福吉中学校・二丈中学校

第4 監査の着眼点

市立の小学校及び中学校の事務に関して、関係法令が遵守されているか、財務等に関する学校事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

監査対象事務について想定されるリスクに応じた着眼点は、次のとおりである。

- ① 財務事務の執行状況
- ② 学校施設危険箇所調査に係る調査後の対応状況
- ③ 施設備品の管理状況
- ④ 学校の安全確保の状況
 - ・鍵の管理状況
 - ・理科等薬品の管理状況
 - ・機械警備による安全管理の状況
 - ・非常変災時の行動計画及び消防計画
- ⑤ 個人情報保護の状況

第5 監査の主な実施内容

教育総務課、学校教育課及び各小中学校からあらかじめ調書及び書類の提出を求め、事務局による予備調査、監査委員による実査（現地調査）を行うとともに、校長、関係職員等から説明を受け、必要に応じ意見を聴取した。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室及び各小中学校

2 期間

令和2年11月9日から令和2年12月23日まで

3 監査等の手続

(1) 予備調査

監査事務局職員により、あらかじめ提出された調書及び書類等について、令和2年12月11日に事前調査を実施し、教育総務課・学校教育課の関係職員から説明を受けた。

(2) 実査

次のとおり、各学校において関係職員立会のもと監査委員による実査を行い、校長、関係職員等の説明聴取を実施した。

実施日	学校名		
12月22日	福吉小学校	福吉中学校	—
12月23日	一貴山小学校	深江小学校	二丈中学校

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、各学校の監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部に検討及び改善を要する事項が見受けられた。

監査の着眼点別の監査結果は以下のとおりである。

1 着眼点別の監査結果

① 財務事務の執行状況

教育総務課・学校教育課において令和2年度に締結された契約について書類審査を行った結果、一部の軽微な事項を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、校長の口座に入金された就学援助費について、適正な事務が行われているかを視点到監査を行った結果、執行状況は適正に処理されていると認められた。

② 学校施設危険箇所調査に係る調査後の対応状況

平成30年度に実施された学校施設危険箇所調査において、A判定箇所の全てとB・C判定から任意抽出した箇所を現地確認した結果、児童生徒等に被害が及ばな

いよう、適切に対応が行われていた。

③ 施設備品の管理状況

令和元年度及び令和2年度に購入された施設備品について、備品台帳との照合及び現品の確認を行った結果、購入された備品の情報は、各学校において学校備品管理システムに入力され、備品シールも対象備品に貼付されており、おおむね良好に管理されていた。

備品台帳に記載された備品の取得価格については、税込みで処理されていた。

④ 安全確保の状況

・鍵の管理状況

鍵の管理は、校長、教頭等の管理監督者によって行われており、校長室、職員室等において良好に管理されていた。また、一般の利用が行われる体育館の鍵の管理方法等に工夫が行われていた。

・理科等薬品の管理状況

理科系実験用の薬品類の管理については、「糸島市立小中学校理科等薬品管理要綱」に従い適正に執行されているかを視点に監査を行った結果、管理責任者を定め、その業務を明確にして、管理責任の体制が整備されていた。

薬品類の保管、管理状況については、廃液の保管や定期点検等について、一部、管理要綱に沿わない運用がみられた。

・機械警備による安全管理の状況

機械警備に係る業務報告書を確認した結果、「機器のセットミス」、「無施錠」が散見された。

・非常変災時の行動計画及び消防計画

各学校において、非常変災時の行動計画及び消防計画が策定、更新されており、当該計画に基づいて地震・津波避難訓練や火災避難訓練が実施されていた。

⑤ 個人情報保護の状況

児童生徒等の個人情報は、学校外への持ち出しが原則禁止され、教職員に徹底されていた。

しかしながら、やむを得ず校長等の許可により、個人情報を学校外に持ち出されている事案が確認された。この際の許可手続については、厳格に行われていたものの、各学校における独自の手続によるものであった。

⑥ その他庶務関係

私有車両公用使用承認簿、水質検査関係書類等の各種庶務台帳類を監査した結果、一部の軽微な事項を除き、執行状況はおおむね適正に処理されていると認められた。

郵券管理については、適正に執行されており、監査当日現在の残券数と一致した。

2 監査委員の意見

危険箇所の対応については、計画的に実施されており、今後も順次、危険箇所解消のための対応を継続されたい。

鍵の管理については、より一層の適正な運用を行われたい。

理科等薬品の管理については、廃液の保管方法や定期点検（管理要綱では「毒物、劇物、危険物は学期1回以上」である。）等について改善されたい。

機械警備による安全管理については、確実な機器の設定と施錠の徹底により、不備のない防犯体制を整え、学校の安全確保に努められたい。

非常変災時の対応については、各学校とも行動計画等を策定し、これに基づき訓練等が実施されている。今後も避難訓練等を定期的に行い、非常変災に備えられたい。

個人情報保護の状況については、管理方法が各学校に委ねられている実情にある。学校教育課によれば、GIGAスクール構想による児童・生徒への一人1台のタブレット端末の配備に際してセキュリティポリシーを策定中とのことであったが、例外的に個人情報を学校外に持ち出す場合等の取扱い基準とは性質が異なるものである。個人情報の漏えいは児童・生徒等に重大な被害を及ぼすおそれがあり、個人情報の管理方法については、教育委員会において統一した基準の整備が必要であると考える。この件については前々回の監査時より指摘している事項である。

なお、個々の軽微な指摘等の留意事項については、別途教育委員会へ通知した。

3 まとめ

監査の実施にあたっては、事前に関係書類等を提出していただき、予備調査を実施のうえ実査を行った結果、各学校において円滑な監査を執行することができた。

各学校では、新型コロナウイルス感染症対策として、検温、消毒の徹底、三密の回避等の感染防止対策措置が、厳重に講じられていた。

また、GIGAスクール構想による児童・生徒への一人1台のタブレット端末の配備についても、着実に準備が進められていることが確認できた。

コミュニティスクールについて、コロナ禍にあっても地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくという積極的な姿勢が認められた。今後も継続的な取組をお願いする。

以上のとおり、令和2年度定期監査結果について記述したが、それぞれの指摘事項を念頭におかれ、今後とも安全かつ円滑な学校運営に努められるよう望むものである。